

## 第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準

### 1 基本的な考え方

以下の観点から景観重要公共施設を選定し、整備に関する事項及び占用の基準を定めることとします。

#### (1) 重点景観計画区域の景観を構成する主要な要素となっている公共施設

景観形成上特に重要な地域（重点景観計画区域）に位置し、地域景観の重要な構成要素となり、周辺景観との調和を特に求められる公共施設を選定します。

#### (2) 各地域との有機的な連携を図る主要な道路

本市各地域との有機的な連携を図る主要な道路で、周辺景観との調和とともに、本市の顔として、また広域的な景観的連続性が感じられるような整備が特に求められるものを選定します。

### 2 景観重要公共施設の選定

#### (1) 重点景観計画区域（平戸旧城下町地区）に係る景観重要公共施設

##### ア 景観重要道路

| 番号  | 路線名         | 対象区間起点        | 対象区間終点          |
|-----|-------------|---------------|-----------------|
| 道 1 | 一般国道 383 号  | 岩の上町字南龍崎      | 戸石川町字比丘尼橋 467-7 |
| 道 2 | 主要地方道平戸田平線  | 木引田町字木引田町 393 | 鏡川町字鏡川 328      |
| 道 3 | 一般県道田ノ浦平戸港線 | 木引田町字木引田町 393 | 大久保町字菅牟田 2185-2 |
| 道 4 | 市道平戸志々伎線    | 崎方町字崎方町 876-1 | 職人町字職人町 232-1   |

##### イ 景観重要港湾

| 番号  | 港湾名 | 区域              |
|-----|-----|-----------------|
| 湾 1 | 平戸港 | 平戸港港湾区域及び港湾隣接地域 |

##### ウ 景観重要海岸

| 番号  | 海岸名 | 区域          |
|-----|-----|-------------|
| 岸 1 | 南龍崎 | 南龍崎海岸保全区域   |
| 岸 2 | 植松  | 植松海岸保全区域の一部 |

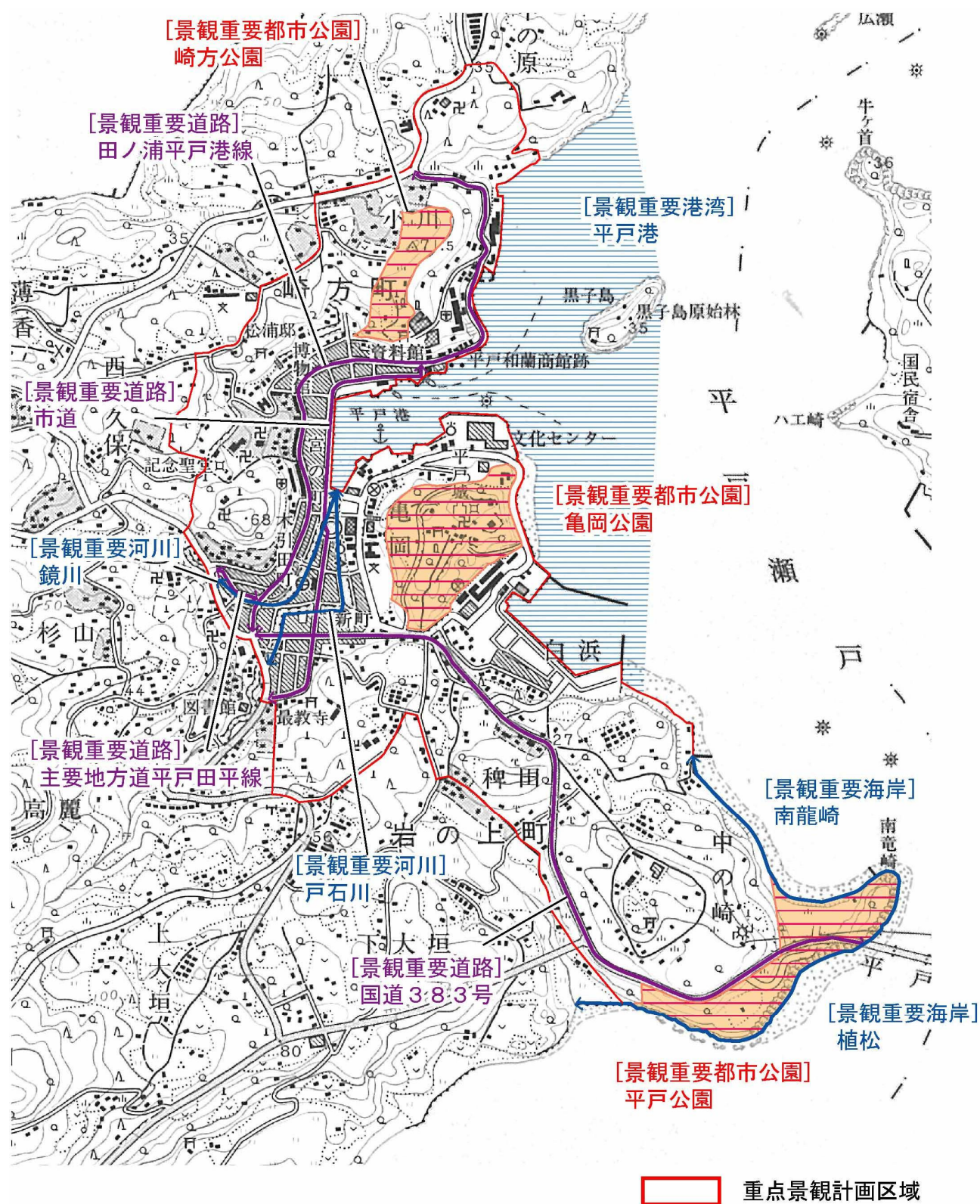
##### エ 景観重要河川

| 番号  | 河川名 | 区間      |
|-----|-----|---------|
| 河 1 | 鏡川  | 昭和橋～河口  |
| 河 2 | 戸石川 | 新鏡川橋～河口 |

才 景観重要都市公園

| 番号  | 公園名  | 区域     |
|-----|------|--------|
| 園 1 | 亀岡公園 | 都市公園区域 |
| 園 2 | 崎方公園 | 都市公園区域 |
| 園 3 | 平戸公園 | 都市公園区域 |

重点景観計画区域「平戸旧城下町地区」に係る景観重要公共施設の位置



※この図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図をもとに作成したものである。

(2) 重点景観計画区域（生月島南部・平戸島西海岸地区）に係る景観重要公共施設

ア 景観重要道路

| 番号  | 路線名        | 対象区間起点                   | 対象区間終点                   |
|-----|------------|--------------------------|--------------------------|
| 道 1 | 主要地方道平戸田平線 | 坊方町字安満 492-7             | 飯良町字勇僧頭                  |
| 道 2 | 主要地方道獅子津吉線 | 獅子町字涼松                   | 大石脇町字猪子山                 |
| 道 3 | 主要地方道平戸生月線 | 生月町山田免字崎方、館浦免字堂ノ崎・字日草の接点 | 生月町山田免字上骨棒、元船免字友草・字松本の接点 |
| 道 4 | 生月農免農道     | 生月町山田免字湯慶田               | 生月町山田免字白土                |
| 道 5 | 市道獅子循環線    | 全区間                      |                          |
| 道 6 | 市道根獅子線     | 大石脇町大石久保                 | 根獅子町山口                   |
| 道 7 | 市道堤線       | 飯良町西ノ股                   | 飯良町勇僧頭                   |

イ 景観重要漁港

| 番号  | 漁港名   | 区域      |
|-----|-------|---------|
| 漁 1 | 白石漁港  | 白石漁港区域  |
| 漁 2 | 主師漁港  | 主師漁港区域  |
| 漁 3 | 春日漁港  | 春日漁港区域  |
| 漁 4 | 高越漁港  | 高越漁港区域  |
| 漁 5 | 獅子漁港  | 獅子漁港区域  |
| 漁 6 | 根獅子漁港 | 根獅子漁港区域 |
| 漁 7 | 飯良漁港  | 飯良漁港区域  |

ウ 景観重要海岸

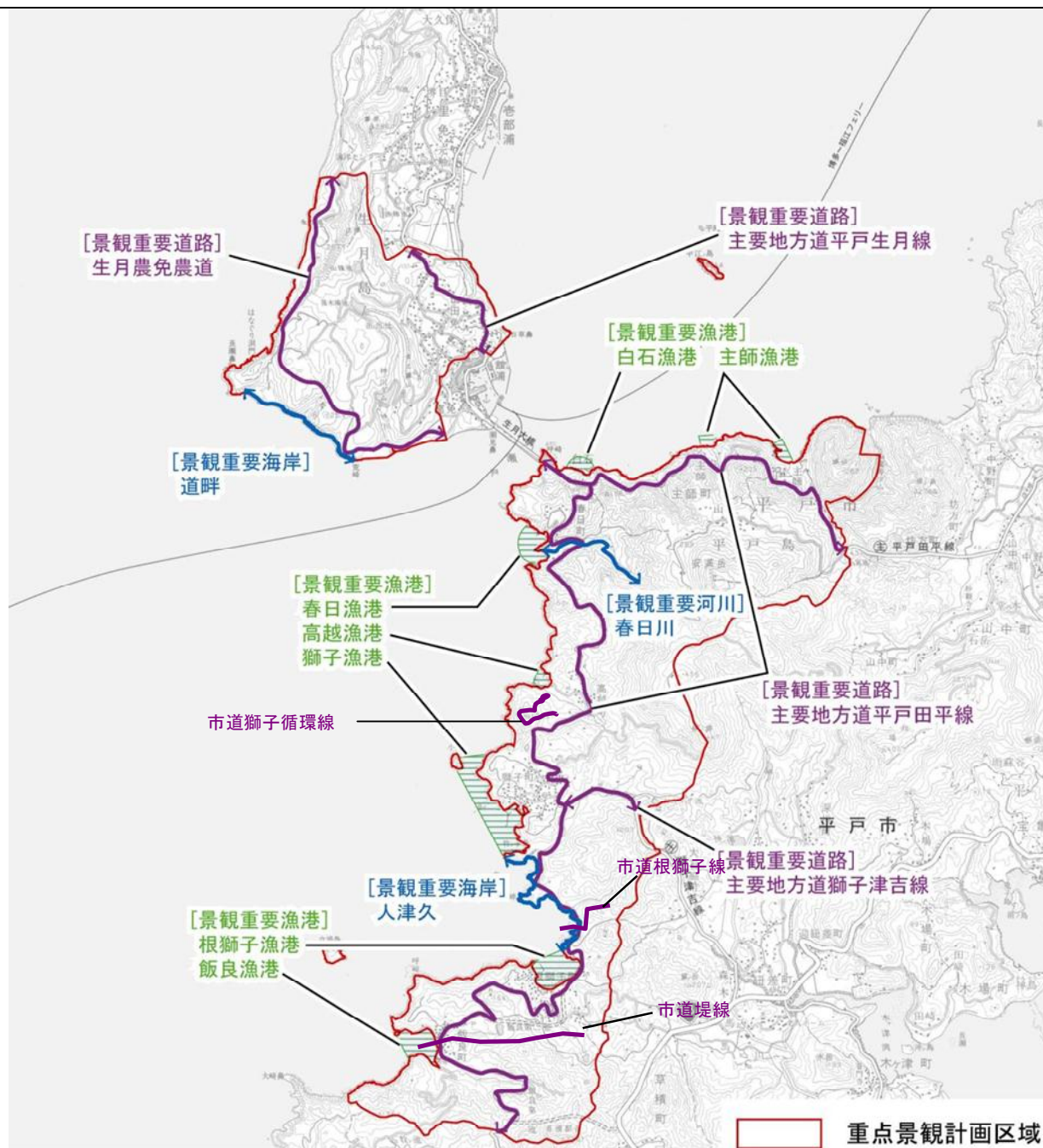
| 番号  | 海岸名 | 区域        |
|-----|-----|-----------|
| 岸 1 | 道畔  | 道畔海岸保全区域  |
| 岸 2 | 人津久 | 人津久海岸保全区域 |

エ 景観重要河川

| 番号  | 河川名 | 区間                                                   |
|-----|-----|------------------------------------------------------|
| 河 1 | 春日川 | 平戸市春日町字水洗 311 番地先（左岸）～河口<br>平戸市春日町字水洗 293 番地先（右岸）～河口 |



重点景観計画区域「生月島南部・平戸島西海岸地区」に係る景観重要公共施設  
(調整中を含む) の位置



(3) 重点景観計画区域（宝亀教会周辺地区）に係る景観重要公共施設

ア 景観重要道路

| 番号  | 路線名        | 対象区間起点            | 対象区間終点         |
|-----|------------|-------------------|----------------|
| 道 1 | 一般国道 383 号 | 宝亀町字池田            | 宝亀町字石橋         |
| 道 2 | 市道田崎神鳥線    | 宝亀町太田<br>木場町勝負の久保 | 宝亀町名切<br>木場町牛神 |

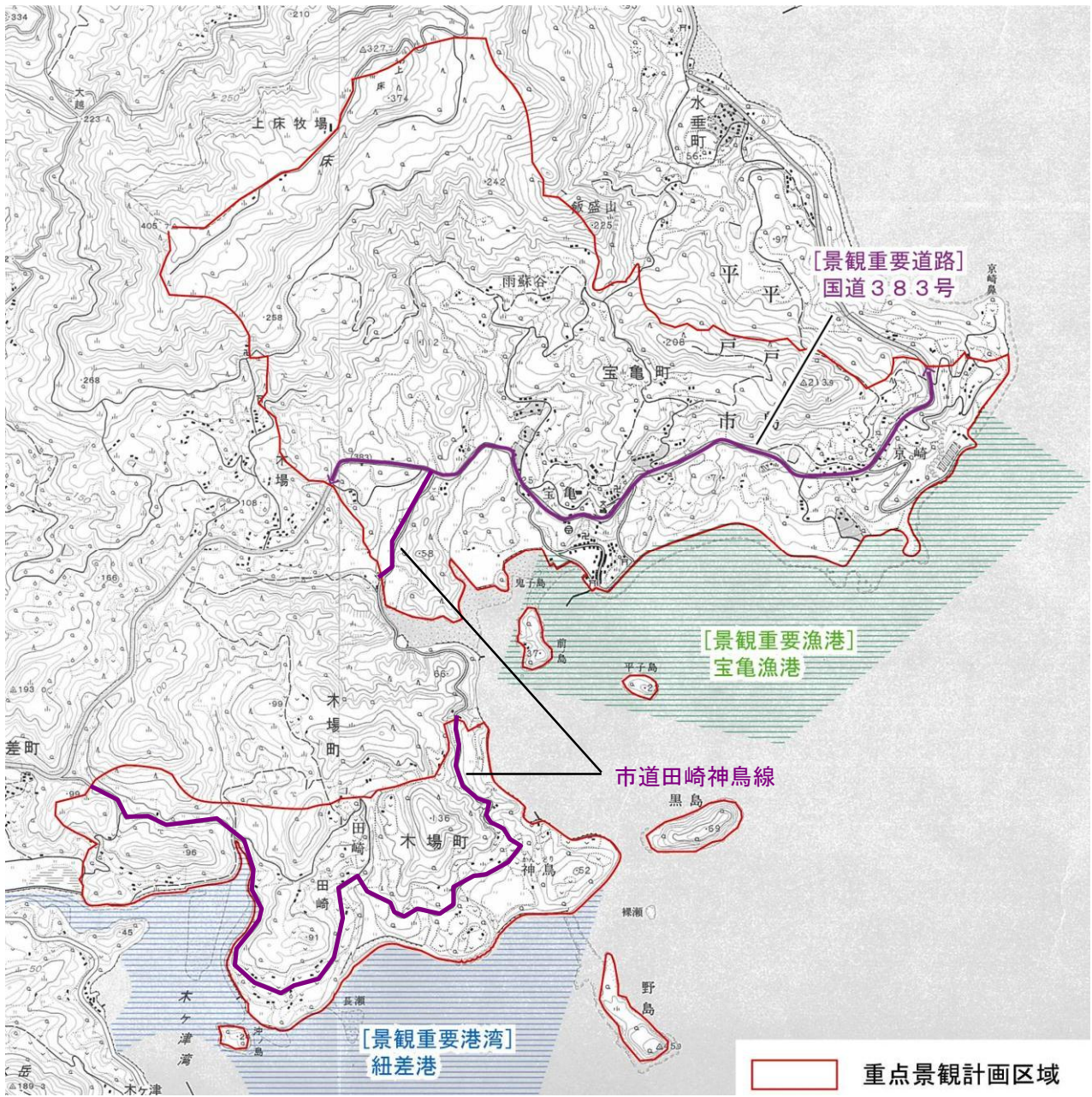
イ 景観重要漁港

| 番号  | 漁港名  | 区域     |
|-----|------|--------|
| 漁 1 | 宝亀漁港 | 宝亀漁港区域 |

ウ 景観重要港湾

| 番号  | 港湾名         | 区域      |
|-----|-------------|---------|
| 湾 1 | 紐差港（56 条港湾） | 紐差港港湾区域 |

重点景観計画区域「宝亀教会周辺地区」に係る景観重要公共施設（調整中を含む）の位置



※この図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図をもとに作成したものである。



(4) 重点景観計画区域（田平天主堂周辺地区）に係る景観重要公共施設

ア 景観重要道路

| 番号  | 路線名        | 対象区間起点      | 対象区間終点     |
|-----|------------|-------------|------------|
| 道 1 | 一般県道以善田平港線 | 田平町小手田免字瀬戸山 | 田平町小手田免字嶋山 |

イ 景観重要漁港

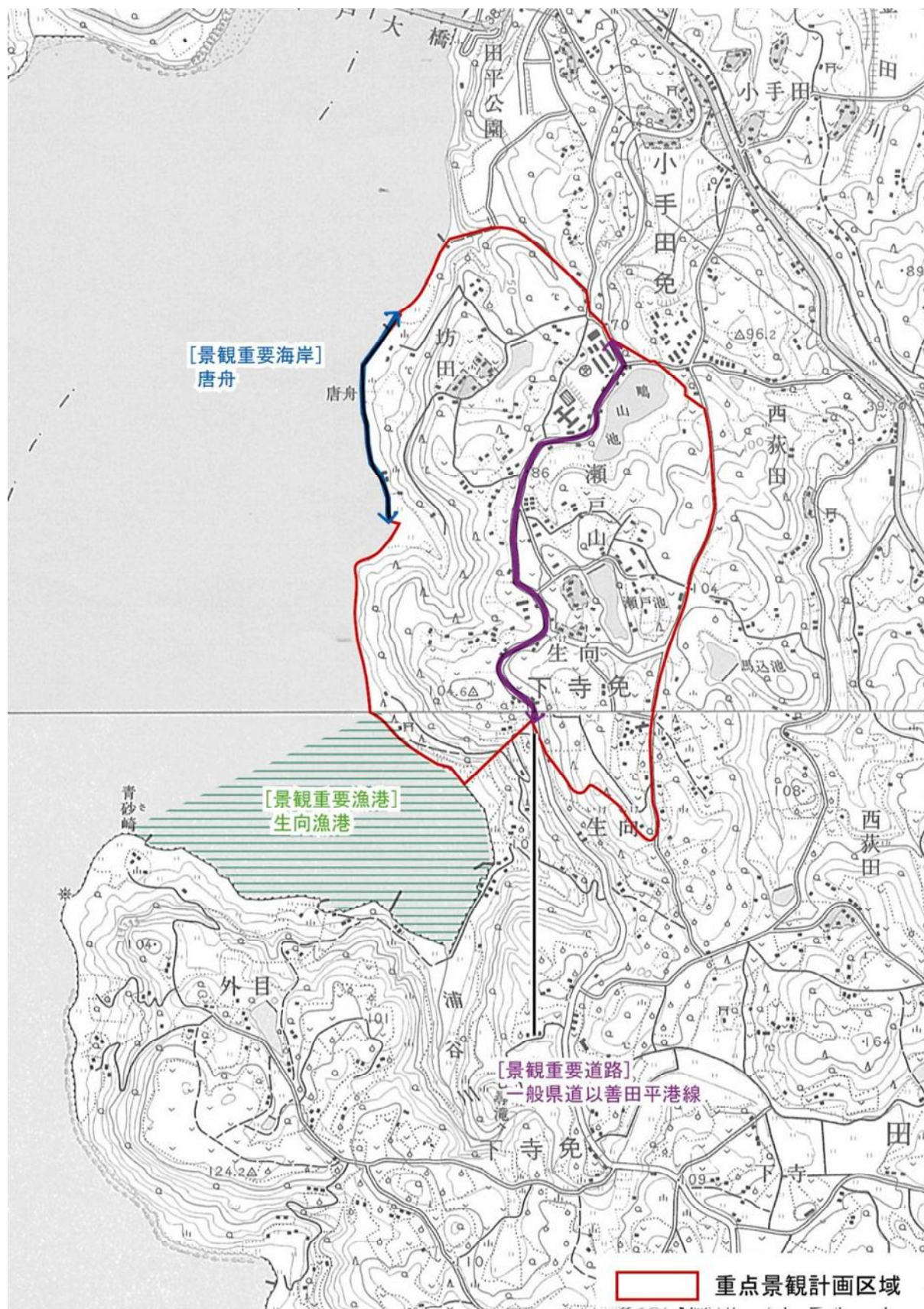
| 番号  | 漁港名  | 区域     |
|-----|------|--------|
| 漁 1 | 生向漁港 | 生向漁港区域 |

ウ 景観重要海岸

| 番号  | 海岸名 | 区域       |
|-----|-----|----------|
| 岸 1 | 唐舟  | 唐舟海岸保全区域 |



重点景観計画区域「田平天主堂周辺地区」に係る景観重要公共施設（調整中を含む）の位置



※この図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図をもとに作成したものである。

(5) その他、他地域との有機的な連携を図る景観重要公共施設（景観重要道路）

| 番号   | 路線名        | 対象区間起点            | 対象区間終点                   |
|------|------------|-------------------|--------------------------|
| 道 1  | 一般国道 204 号 | 田平町内を通る一般国道 204 号 |                          |
| 道 2  | 一般国道 383 号 | 戸石川町字比丘尼橋 467-7   | 宝亀町字池田                   |
|      |            | 宝亀町字石橋            | 志々伎町字大浜 278-1            |
| 道 3  | 主要地方道平戸田平線 | 鏡川町字鏡川 328        | 坊方町字安満 492-7             |
|      |            | 飯良町字勇僧頭           | 野子町字宮ノ浦 1206-1           |
| 道 4  | 主要地方道平戸生月線 | 生月大橋(生月町側)        | 生月町館浦免字崎方、山田免字堂ノ崎・字日草の接点 |
| 道 5  | 一般県道以善田平港線 | 田平町小手田免字嶋山        | 一般国道 204 号の接点            |
| 道 6  | 生月農免農道     | 生月大橋(生月町側)        | 生月町南免字湯慶田                |
| 道 7  | 平戸大橋       | 全区間               |                          |
| 道 8  | 生月大橋       | 全区間               |                          |
| 道 9  | 市道川内峠線     | 全区間               |                          |
| 道 10 | 市道紙漣線      | 全区間               |                          |
| 道 11 | 市道山中紐差線    | 全区間               |                          |
| 道 12 | 市道根獅子線     | 大石脇町字船人山          | 大石脇町字大石浜久保               |
| 道 13 | 市道堤線       | 猪渡谷町字西ノ門          | 猪渡谷町字山の田                 |
|      |            | 飯良町勇僧頭            | 草積町字金山                   |
| 道 14 | 市道鮎川早福線    | 全区間               |                          |
| 道 15 | 市道早福線      | 全区間               |                          |
| 道 16 | 市道南川原循環線   | 全区間               |                          |
| 道 17 | 市道田崎神鳥線    | 木場町名切             | 木場町勝負の久保                 |
| 道 18 | 市道永大久保線    | 全区間               |                          |
| 道 19 | 市道北部海岸線    | 全区間               |                          |
| 道 20 | 市道下亀釜田線    | 全区間               |                          |
| 道 21 | 市道神宮坂口線    | 全区間               |                          |
| 道 22 | 市道西荻田線     | 全区間               |                          |



### 3. 整備に関する事項（整備に関する方針）

#### （１） 重点景観計画区域（平戸旧城下町地区）に係る景観重要公共施設の整備に関する事項（整備に関する方針）

##### ア 景観重要道路

##### （ア） 大規模改変の防止

道路の整備にあたっては、現況の自然に対する過大な改変を避け、大規模なのり面等が生じることのないよう配慮する。

##### （イ） 緑化等による法面や擁壁等の修景

のり面や擁壁等の整備が必要な場合は、出来るだけ緑化などの修景措置を行うとともに、自然素材の使用、もしくは化粧型枠等の景観的な配慮がなされた素材を使用するなど、周辺景観との調和に十分に配慮する。やむをえずモルタル等によりのり面を覆う場合は、明度を抑えたものを使用する。

##### （ウ） 道路附属物の周辺景観との調和に対する配慮

防護柵、照明施設、案内標識等については、シンプルで落ち着いたある形態・意匠とし、光沢のある素材・反射性のある素材を避けるとともに以下の色彩を使用するなど、突出した印象を与えない配慮を図る。（道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの、安全上やむを得ない場合を除く）。

- ・ R（赤）、YR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度 6 以下
- ・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度 4 以下
- ・ その他の色相を使用する場合は、彩度 2 以下

特に防護柵（鋼製）については、歴史的な町並み景観や自然景観との調和、他の公共施設との調和に配慮し、ダークブラウン（焦げ茶色）（マンセル値 

|    |      |    |     |    |     |
|----|------|----|-----|----|-----|
| 色相 | 10YR | 明度 | 2.0 | 彩度 | 1.0 |
|----|------|----|-----|----|-----|

 程度）を標準として選定することを基本とする。ただし、平戸市より指示のあったものについてはこの限りではない。

##### （エ） 街路樹や植樹帯の整備

潤いの有る道路空間を形成するため、街路樹や植樹帯の整備に努める。

##### （オ） 「歴史を活かした歩いて楽しいまちづくり」の一環としての道路景観整備

中心市街地にあつては、舗装の高質化、快適な歩行者空間の整備、電柱・電線等の地中化など、本市が推進する「歴史を活かした歩いて楽しいまちづくり」の一環として景観整備を行う。具体的には「平戸港周辺地区景観形成事業基本計画」（平成 16 年 3 月 平戸市）及び関連計画に基づき整備を行う。



## イ 景観重要港湾

### (ア) 護岸・防波堤等に対する柔らかさの演出

護岸・防波堤等の整備については、自然素材の使用につとめ、固い印象を与えることなく柔らかさを演出する工夫を行う。他の素材の使用にあたっては、化粧型枠等の景観的な配慮がなされた素材を使用する。

### (イ) 工作物の周辺景観との調和

その他の工作物の整備にあたっては、自然素材の使用に努め、他の素材の使用にあたっては、光沢のある素材・反射性のある素材を避けるとともに以下の色彩を使用するなど、突出した印象を与えない配慮を図る。

- ・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度 6 以下
- ・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度 4 以下
- ・ その他の色相を使用する場合は、彩度 2 以下

### (ウ) 「歴史を活かした歩いて楽しいまちづくり」の一環としての港湾景観整備

本市が推進する「歴史を活かした歩いて楽しいまちづくり」事業との調整を図り、街並みと一体となった港湾景観整備に努める。

## ウ 景観重要海岸

### (ア) 護岸・防波堤等に対する柔らかさの演出

護岸・防波堤等の整備については、自然素材の使用につとめ、固い印象を与えることなく柔らかさを演出する工夫を行う。他の素材の使用にあたっては、化粧型枠等の景観的な配慮がなされた素材を使用する。

### (イ) 離岸堤等の周辺景観との調和に対する配慮

離岸堤等の沖合施設の整備にあたっては、自然石の石積みや潜堤構造等を採用するなど、素材や構造等に周囲の景観との調和を図る配慮を行う。

### (ウ) その他工作物の周辺景観との調和

その他工作物の整備にあたっては、自然素材の使用に努め、他の素材の使用にあたっては、光沢のある素材・反射性のある素材を避けるとともに以下の色彩を使用するなど、突出した印象を与える色彩・素材は使用しない。

- ・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度 6 以下
- ・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度 4 以下
- ・ その他の色相を使用する場合は、彩度 2 以下

## エ 景観重要河川

### (ア) 護岸整備における周辺景観との調和

護岸の整備については、自然素材の使用につとめ、固い印象を与えることなく柔らかさを演出する工夫を行う。他の素材の使用にあたっては、化粧型枠等の景観的な配慮がなされた素材を使用する。

### (イ) その他工作物の周辺景観との調和

その他工作物の整備にあたっては自然素材の使用に努めることとし、他の素材の使用にあたっては、光沢のある素材・反射性のある素材を避けるとともに以下の色彩を使用するなど、突出した印象を与えない配慮を図る。

- ・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度 6 以下
- ・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度 4 以下
- ・ その他の色相を使用する場合は、彩度 2 以下

### (ウ) 「歴史を活かした歩いて楽しいまちづくり」の一環としての河川景観整備

河川沿いに遊歩道を整備するなど、本市が推進する「歴史を活かした歩いて楽しいまちづくり」の一環として景観整備を行う。具体的には「平戸港周辺地区景観形成事業基本計画」（平成 16 年 3 月 平戸市）及び関連計画に基づき整備を行う。

## オ 景観重要都市公園

### (ア) 緑豊かで開かれた空間づくり

緑豊かで開かれた空間を形成し、周辺景観との調和及び連続性を確保すること。

### (イ) 使用する素材への配慮

広場、休憩所、遊具等の公園施設の整備にあたっては、自然素材の使用に努めることとし、他の素材の使用にあたっては、光沢のある素材・反射性のある素材を避けるとともに以下の色彩を使用するなど、突出した印象を与えない配慮を図る。

- ・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度 6 以下
- ・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度 4 以下
- ・ その他の色相を使用する場合は、彩度 2 以下

### (ウ) 良好な眺望点の整備

地形の起伏や周辺景観との調和に配慮しながら展望台や遊歩道等を適切に配置し、良好な眺望点として機能するよう配慮すること。

(2) 重点景観計画区域（生月島南部・平戸島西海岸地区、宝亀教会周辺地区・田平天主堂周辺地区）に係る景観重要公共施設の整備に関する事項（整備に関する方針）

ア 景観重要道路

(ア) 大規模改変の防止

道路の整備にあたっては、現況の自然に対する過大な改変を避け、大規模なのり面等が生じることのないよう配慮する。

(イ) 緑化等による法面や擁壁等の修景

のり面や擁壁等の整備が必要な場合は、出来るだけ緑化などの修景措置を行うとともに、自然素材の使用、もしくは化粧型枠等の景観的な配慮がなされた素材を使用するなど、周辺景観との調和に十分に配慮する。やむをえずモルタル等によりのり面を覆う場合は、明度を抑えたものを使用する。

(ウ) 道路附属物の周辺景観との調和に対する配慮

防護柵、照明施設、案内標識等については、シンプルで落ち着いたある形態・意匠とし、光沢のある素材・反射性のある素材を避けるとともに以下の色彩を使用するなど、突出した印象を与えない配慮を図る。（道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの、安全上やむを得ない場合を除く）。

- ・ R（赤）、YR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度 6 以下
- ・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度 4 以下
- ・ その他の色相を使用する場合は、彩度 2 以下

特に防護柵（鋼製）については、自然景観との調和や他の公共施設との調和に配慮し、ダークブラウン（焦げ茶色）（マンセル値 色相 10YR 明度 2.0 彩度 1.0 程度）を標準として選定することを基本とする。ただし、平戸市より指示のあったものについてはこの限りではない。また、自然景観や田園景観など周囲への眺望を確保する必要がある場所では、ガードケーブルやガードパイプなど出来るだけ透過性の高い防護柵を使用する。

(エ) 街路樹や植樹帯の整備

潤いの有る道路空間を形成するため、街路樹や植樹帯の整備に努める。

(オ) 良好な眺望点の整備

眺望を楽しむ上で重要なポイントでは、必要に応じて景観との調和に配慮したポケットパーク等の整備を図る。

## イ 景観重要港湾・漁港

### (ア) 護岸・防波堤等に対する柔らかさの演出

護岸・防波堤等の整備については、自然素材の使用につとめ、固い印象を与えることなく柔らかさを演出する工夫を行う。他の素材の使用にあたっては、化粧型枠等の景観的な配慮がなされた素材を使用する。

### (イ) 工作物の周辺景観との調和

その他の工作物の整備にあたっては、自然素材の使用に努め、他の素材の使用にあたっては、光沢のある素材・反射性のある素材を避けるとともに以下の色彩を使用するなど、突出した印象を与えない配慮を図る。

- ・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度 6 以下
- ・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度 4 以下
- ・ その他の色相を使用する場合は、彩度 2 以下

## ウ 景観重要海岸

### (ア) 護岸・防波堤等に対する柔らかさの演出

護岸・防波堤等の整備については、自然素材の使用につとめ、固い印象を与えることなく柔らかさを演出する工夫を行う。他の素材の使用にあたっては、化粧型枠等の景観的な配慮がなされた素材を使用する。

### (イ) 離岸堤等の周辺景観との調和に対する配慮

離岸堤等の沖合施設の整備にあたっては、自然石の石積みや潜堤構造等を採用するなど、素材や構造等に周囲の景観との調和を図る配慮を行う。

### (ウ) その他工作物の周辺景観との調和

その他工作物の整備にあたっては、自然素材の使用に努め、他の素材の使用にあたっては、光沢のある素材・反射性のある素材を避けるとともに以下の色彩を使用するなど、突出した印象を与える色彩・素材は使用しない。

- ・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度 6 以下
- ・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度 4 以下
- ・ その他の色相を使用する場合は、彩度 2 以下

## エ 景観重要河川

### (ア) 護岸整備における周辺景観との調和

護岸の整備については、自然素材の使用につとめ、固い印象を与えることなく柔らかさを演出する工夫を行う。他の素材の使用にあたっては、化粧型枠等の景観的な配慮がなされた素材を使用する。

### (イ) その他工作物の周辺景観との調和

その他工作物の整備にあたっては自然素材の使用に努めることとし、他の素材の使用にあたっては、光沢のある素材・反射性のある素材を避けるとともに以下の色彩を使用するなど、突出した印象を与えない配慮を図る。

- ・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度 6 以下
- ・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度 4 以下



- ・その他の色相を使用する場合は、彩度 2 以下

### (3) その他、他地域との有機的な連携を図る景観重要公共施設（景観重要道路）の整備に関する事項（整備に関する方針）

#### ア 景観重要道路

##### (ア) 大規模改変の防止

道路の整備にあたっては、現況の自然の過大な改変を避け、大規模なのり面等が生じることのないよう配慮する。

##### (イ) 緑化等による法面や擁壁等の修景

のり面や擁壁等の整備が必要な場合は、出来る限り緑化などの修景措置を行うとともに、自然素材の使用、もしくは化粧型枠等の景観的な配慮がなされた素材を使用するなど、周辺景観との調和に十分に配慮する。やむをえずモルタル等によりのり面を覆う場合は、明度を抑えたものを使用する。

##### (ウ) 道路付属物の周辺景観との調和に対する配慮

防護柵、照明施設、案内標識等については、シンプルで落ち着いた形態・意匠とし、光沢のある素材・反射性のある素材を避けるとともに以下の色彩を使用するなど、突出した印象を与えない配慮を図る。（道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの、安全上やむを得ない場合を除く）。

- ・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度 6 以下
- ・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度 4 以下
- ・ その他の色相を使用する場合は、彩度 2 以下

特に防護柵（鋼製）については、自然景観との調和や周辺景観との調和、他の公共施設との調和に配慮し、ダークブラウン（焦げ茶色）（マンセル値 

|         |        |        |
|---------|--------|--------|
| 色相 10YR | 明度 2.0 | 彩度 1.0 |
|---------|--------|--------|

程度）を標準として選定することを基本とする。ただし、平戸市より指示のあったものについてはこの限りではない。また、自然景観や田園景観など周囲への眺望を確保する必要がある場所では、ガードケープルやガードパイプなど出来るだけ透過性の高い防護柵を使用する。

##### (エ) 街路樹や植樹帯の整備

潤いの有る道路空間を形成するため、街路樹や植樹帯の整備に努める。

#### 4. 占用許可基準

##### (1) 景観重要道路（道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の許可の基準）

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 位置       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。</li> <li>・ 標識やサイン等の認知を妨げない配置とする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 形態<br>意匠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺の自然・歴史的景観との調和に配慮し、突出した印象を与えるような形態・意匠を避ける。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 色彩       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基調となる色彩は、けばけばしくならないものとする。その範囲は、マンセル表色系において、概ね次の通りとし、周辺景観と調和した色彩とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度 6 以下</li> <li>・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度 4 以下</li> <li>・ その他の色相を使用する場合は、彩度 2 以下</li> </ul> </li> <li>・ 電柱、変圧塔、広告塔及びこれらに類する工作物の色彩は、自然景観との調和に配慮し、ダークブラウン（焦げ茶色）（マンセル値 <u>色相 10YR 明度 2.0 彩度 1.0 程度</u>）を基調とする。ただし、平戸市より指示のあったものについては、この限りではない。</li> </ul> |

##### 【占用許可申請の対象となる工作物等】

占用許可申請の対象となる工作物等は、道路法第 32 条第 1 項に示す以下の工作物等のうち、地表に現れ、恒久的に設置されるものとする。また仮設の工作物等については、1 年以上設置するものを対象とする。

なお、景観計画が策定された際に既に存する工作物等はこの限りではない。

- 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔、その他これらに類する工作物
- 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 鉄道、軌道、その他これらに類する施設
- 歩廊、雪よけ、その他これらに類する施設
- 地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 露点、商品置場その他これらに類する施設
- その他政令で定めるもの

##### (2) 景観重要港湾における港湾法第 37 条第 1 項の許可の基準

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 位置       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 形態<br>意匠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺の自然・歴史的景観との調和に配慮し、突出した印象を与えるような形態・意匠を避ける。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 色彩       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基調となる色彩は、けばけばしくならないものとする。その範囲は、マンセル表色系において、概ね次の通りとし、周辺景観と調和した色彩とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度 6 以下</li> <li>・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度 4 以下</li> <li>・ その他の色相を使用する場合は、彩度 2 以下</li> </ul> </li> <li>・ 電柱、広告塔及びこれらに類する工作物の色彩は、自然景観との調和に配慮し、ダークブラウン（焦げ茶色）（マンセル値 <u>色相 10YR 明度 2.0 彩度 1.0 程度</u>）を基調とする。ただし、平戸市より指示のあったものについては、この限りではない。</li> </ul> |

##### 【占用許可申請の対象となる工作物等】

占用許可申請の対象となる工作物等は、想定される以下の工作物のうち、地表もしくは水面に現れ、恒久的に設置されるものとする。また仮設の工作物等については、1 年以上設置するものを対象とする。

なお、景観計画が策定された際に既に存する工作物等はこの限りではない。

- 広告塔、看板、電柱その他これらに類するもの
- 水道管、下水道管、ガス管その他の事業用各種管類
- 仮設工作物、材料置場
- 漁業用工作物
- 外郭施設、防波堤、係留施設、栈橋・浮栈橋、ドルフィン、物揚場、係船場
- 露天、貸座敷、仮設興業場
- 物干場、浮ドック、荷役器械等、船揚場・船台等、架空線

### (3) 景観重要漁港における漁港漁場整備法第39条第1項の許可の基準

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 位置       | ・ 主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 形態<br>意匠 | ・ 周辺の自然・歴史的景観との調和に配慮し、突出した印象を与えるような形態・意匠を避ける。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 色彩       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基調となる色彩は、けばけばしくならないものとする。その範囲は、マンセル表色系において、概ね次の通りとし、周辺景観と調和した色彩とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度 6 以下</li> <li>・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度 4 以下</li> <li>・ その他の色相を使用する場合は、彩度 2 以下</li> </ul> </li> <li>・ 電柱、広告塔及びこれらに類する工作物の色彩は、自然景観との調和に配慮し、ダークブラウン（焦げ茶色）（マンセル値 <u>色相 10YR 明度 2.0 彩度 1.0 程度</u>）を基調とする。ただし、平戸市より指示のあったものについては、この限りではない。</li> </ul> |

#### 【占用許可申請の対象となる工作物等】

占用許可申請の対象となる工作物等は、想定される以下の工作物のうち、地表もしくは水面に現れ、恒久的に設置されるものとする。また仮設の工作物等については、1 年以上設置するものを対象とする。

なお、景観計画が策定された際に既に存する工作物等はこの限りではない。

- 仮設建築物
- 漁業用工作物（養業・養殖を含む）
- 広告塔、看板、電柱その他これに類するもの
- 水道管、下水道管、ガス管その他事業の各種管類
- 物干場及び物置場
- 棧橋その他これに類するもの

### (4) 景観重要海岸における海岸法第7条第1項の許可の基準

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 位置       | ・ 主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 形態<br>意匠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺の自然・歴史的景観との調和に配慮し、突出した印象を与えるような形態・意匠を避ける。</li> <li>・ 建築物は平屋建てとする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 色彩       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基調となる色彩は、けばけばしくならないものとする。その範囲は、マンセル表色系において、概ね次の通りとし、周辺景観と調和した色彩とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度 6 以下</li> <li>・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度 4 以下</li> <li>・ その他の色相を使用する場合は、彩度 2 以下</li> </ul> </li> <li>・ 電柱、広告塔及びこれらに類する工作物の色彩は、自然景観との調和に配慮し、ダークブラウン（焦げ茶色）（マンセル値 <u>色相 10YR 明度 2.0 彩度 1.0 程度</u>）を基調とする。ただし、平戸市より指示のあったものについては、この限りではない。</li> </ul> |

#### 【占用許可申請の対象となる工作物等】

占用許可申請の対象となる工作物等は、想定される以下の工作物のうち、地表もしくは水面に現れ、恒久的に設置されるものとする。また仮設の工作物等については、1 年以上設置するものを対象とする。

なお、景観計画が策定された際に既に存する工作物等はこの限りではない。

- 広告塔、看板、電柱、その他これに類するもの
- 水道管、下水道管、ガス管その他事業用各種官類
- 道路、橋梁
- 仮設工作物、材料置場
- 漁業用工作物
- 露天、貸座敷、仮設興業場
- 物置場、物干場、渡船場、係船場

(5) 景観重要河川における河川法第 24 条又は第 26 条第 1 項の許可の基準

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 位置       | ・ 主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 形態<br>意匠 | ・ 周辺の自然・歴史的景観との調和に配慮し、突出した印象を与えるような形態・意匠を避ける。<br>・ 建築物は平屋建てとする。                                                                                                                                                                                                                                    |
| 色彩       | ・ 基調となる色彩は、けばけばしくならないものとする。その範囲は、マンセル表色系において、概ね次の通りとし、周辺景観と調和した色彩とする。<br>・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度 6 以下<br>・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度 4 以下<br>・ その他の色相を使用する場合は、彩度 2 以下<br>・ 電柱、広告塔及びこれらに類する工作物の色彩は、自然景観との調和に配慮し、ダークブラウン（焦げ茶色）（マンセル値 色相 10YR 明度 2.0 彩度 1.0 程度）を基調とする。ただし、平戸市より指示のあったものについては、この限りではない。 |

【占用許可申請の対象となる工作物等】

占用許可申請の対象となる工作物等は、想定される以下の工作物のうち、地表もしくは水面に現れ、恒久的に設置されるものとする。また仮設の工作物等については、1 年以上設置するものを対象とする。

なお、景観計画が策定された際に既に存する工作物等はこの限りではない。

- 広告塔、看板、電柱、その他これに類するもの
- 水道管、下水道管、ガス管その他の事業用各種管類
- 道路、橋梁、鉄軌道
- 土木施設や鉄工業施設の仮設工作物、材料置き場
- やな、漁業用工作物
- 物置場、物干場、渡船場、係船場

(6) 景観重要都市公園における都市公園法第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項

もしくは第 3 項の許可の基準

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 位置       | ・ アイスストップとなる場所など景観形成上の重要なポイントを阻害しない位置とし、また公園全体の見通しを遮るような配置としない。                                                                                                                                                                                                                                    |
| 形態<br>意匠 | ・ 公園の緑や歴史的景観と調和し、突出した印象を与えるような形態・意匠を避ける。                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 色彩       | ・ 基調となる色彩は、けばけばしくならないものとする。その範囲は、マンセル表色系において、概ね次の通りとし、周辺景観と調和した色彩とする。<br>・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度 6 以下<br>・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度 4 以下<br>・ その他の色相を使用する場合は、彩度 2 以下<br>・ 電柱、広告塔及びこれらに類する工作物の色彩は、自然景観との調和に配慮し、ダークブラウン（焦げ茶色）（マンセル値 色相 10YR 明度 2.0 彩度 1.0 程度）を基調とする。ただし、平戸市より指示のあったものについては、この限りではない。 |

【占用許可申請の対象となる工作物等】

占用許可申請の対象となる工作物等は、都市公園法第 7 条に示す以下の工作物等のうち、地表に現れ、恒久的に設置されるものとする。また仮設の工作物等については、1 年以上設置するものを対象とする。

なお、景観計画が策定された際に既に存する工作物等はこの限りではない。

- 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
- 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
- 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの
- 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
- 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物
- 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
- 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は